

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	販売条件変更の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	
根 拠 条 項	第49条	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(指値等のある未販売受託物品の処置)</p> <p>第49条 卸売業者は、指値等のある受託物品で相当の期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、卸売業者において直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、販売条件変更承認申請書により市長の承認を受け、その条件がなかったものとしてこれを販売することができる。</p> <p>* 販売条件変更承認申請書は、別紙様式第21号とする。</p>	
	参 考 事 項	原則として、申請があった場合には承認を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 3日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)